

藍澤證券株式会社調布支店との柏江市高齢者虐待防止・見守りネット
ワーク事業協定締結式について

○ 日 時 平成 30 年 10 月 3 日 (水) 午後 2 時から 40 分程度

○ 場 所 市役所 4 階 特別会議室

○ 参加者

(藍澤證券株式会社)

調布支店支店長

山田 幸一 様

戦略企画本部ソリューション第一部サブマネージャー

片倉 司 様

調布支店

柏木 大地 様

(柏江市)

福祉保健部長 石橋 啓一

福祉保健部高齢障がい課長 中村 貞夫

○ 内 容 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる『地域包括ケアシステム』を
市民、市、関係機関の連携の基で構築していくため、藍澤證券株式会社調布支
店が、柏江市内で訪問営業等の日常業務の中で高齢者の異変や生活上の支障等
に気づいた場合、その情報を柏江市に連絡するもの。

狛江市高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業協定書

狛江市（以下「市」という。）と藍澤證券株式会社調布支店（以下「藍澤證券」という。）は、市が行う高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業（以下「本事業」という。）の目的を達成するために、次の各条項に関し協定を締結する。

（事業の目的）

第1条 本事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、市民、市及び関係機関が協働して、見守り活動を行うことを目的とする。

（見守り活動）

第2条 藍澤證券は、見守り活動への協力団体として、本事業の目的のため、業務活動の中で地域の高齢者の異変や生活上の支障等に気づいた場合、その情報を市に提供するものとする。

2 市は、藍澤證券から情報の提供があったときは、市の機関、地域包括支援センター、民生委員・児童委員等の協力を得て必要な対応をとるものとする。

3 藍澤證券は、高齢者の安全確保の上で必要と判断した場合は、直接警察署、消防署等関係機関に通報するものとする。

（遵守事項）

第3条 藍澤證券は、前条の活動の際に知り得た高齢者の個人情報を本人の同意なくして第三者に漏らしてはならない。また、この協定が終了した後においても同様とする。

2 市は、藍澤證券から高齢者の異変や生活上の支障等について情報提供があった場合、藍澤證券からの情報提供の事実を高齢者に知らせてはならない。また、この協定が終了した後においても同様とする。

（免責事項）

第4条 藍澤證券は、第2条の活動について、市から責任を問われないものとする。

（協定の有効期間）

第5条 この協定は、締結の日から効力を発し、有効期間は締結の日から起算して1年間とする。但し、当該期間満了から1月前までに、市又は藍澤證券のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了日の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

2 市又は藍澤證券は、1月前までに相手方に通知することにより、本協定を解約することができる。

(協議)

第6条 この協定の内容に疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項については、必要に応じて市、藍澤證券が協議した上で定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年10月3日

狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市長

調布市布田四丁目6番1号調布丸善ビル2階
藍澤證券株式会社
調布支店長

松原俊雄

山田章一